訪問介護実態調査の結果について

令和6年12月16日 長野県健康福祉部介護支援課



資料の構成

- 1_訪問介護実態調査結果の概要について
- 2_訪問介護実態調査の結果について
- 3_(参考資料)中山間地域等におけるサービス提供について

1_訪問介護実態調査結果の概要について

回答状況の概要(老人福祉圏域・法人種別ごと)

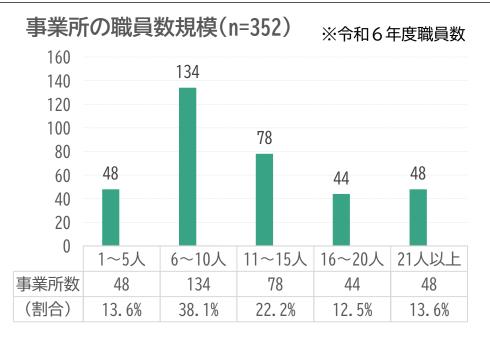
県内全ての訪問介護事業所を対象に調査を実施し、約7割の事業所から回答を得た。

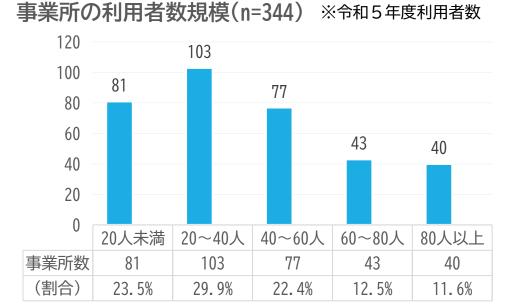
圏域別	事業所数	回答数	回収率
佐 久	57	42	73. 7%
上田	40	27	67.5%
諏訪	53	28	52.8%
伊那	30	19	63.3%
飯田	47	35	74. 5%
木 曽	9	9	100.0%
松本	123	81	65.9%
大 町	15	11	73.3%
長野	117	84	71.8%
北信	21	18	85.7%
合計	512	354	69.1%

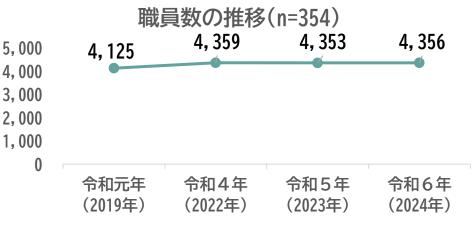
法人種別	事業所数	回答数	回収率
株式会社	202	117	57.9%
有限会社	44	27	61.4%
合同会社	25	8	32.0%
社会福祉法人	147	136	92.5%
特定非営利活動法人	37	25	67.6%
協同組合(農協・生協等)	16	13	81.3%
医療法人 (医療法に基づく法人)	30	19	63.3%
一般社団法人	5	4	80.0%
(市町村・広域連合)	5	4	80.0%
その他	1	1	100.0%
合計	512	354	69.1%

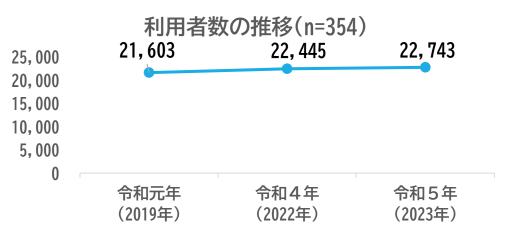
訪問介護の職員数及び利用者数(規模)と推移

県内事業所は職員数6~10人、利用者数20~40人の規模の事業所が最も多く、職員数及び利用者数の推移は、職員数は横ばいであり利用者数は微増であった。





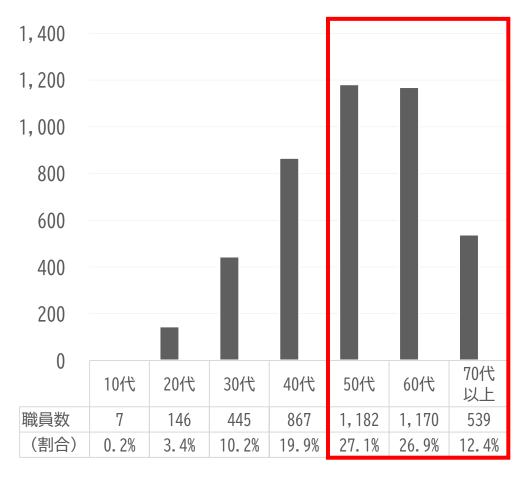




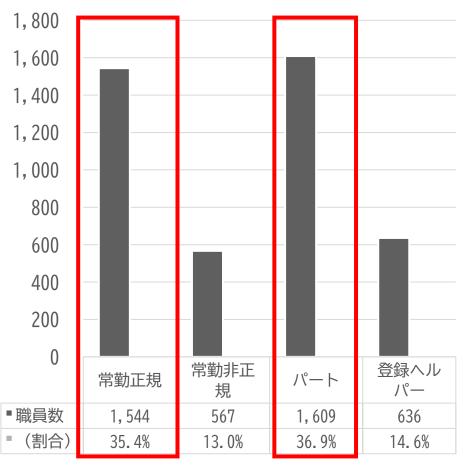
訪問介護職員の状況(年代別と雇用形態別職員数の割合)

年代別職員数では、66.4%が50代以上、39.3%が60代以上、12.4%が70代以上であった。 また、雇用形態別職員数では、常勤正規職員及びパート職員の割合が大きい。

年代別職員数 (n=4356)

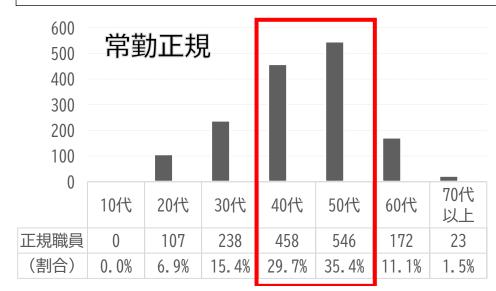


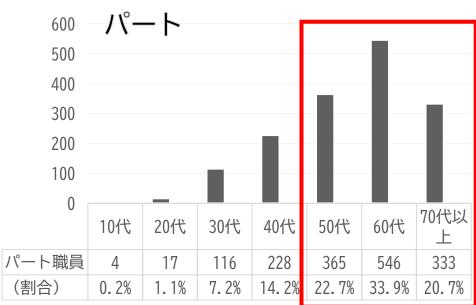
雇用形態別職員数(n=4356)

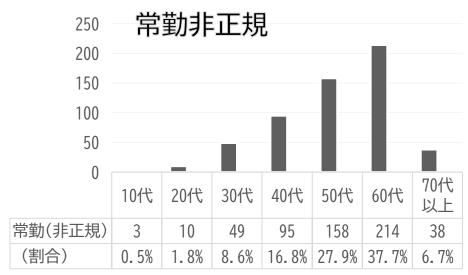


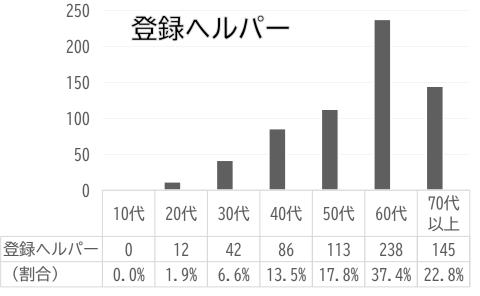
訪問介護職員の状況(雇用形態別の職員の年代)

雇用形態別の職員の年代は、正規職員は40~50代(65.1%)、パートは50代以上(77.3%)の割合が大きい。





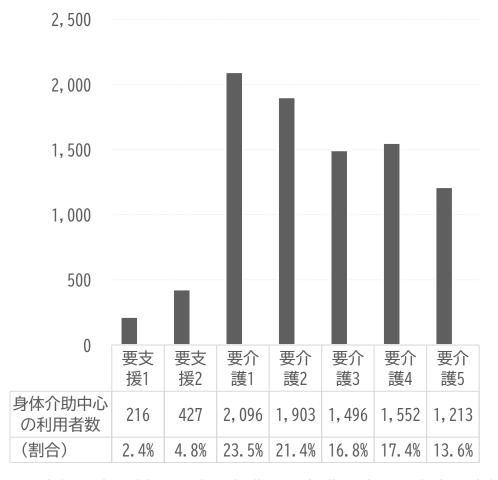




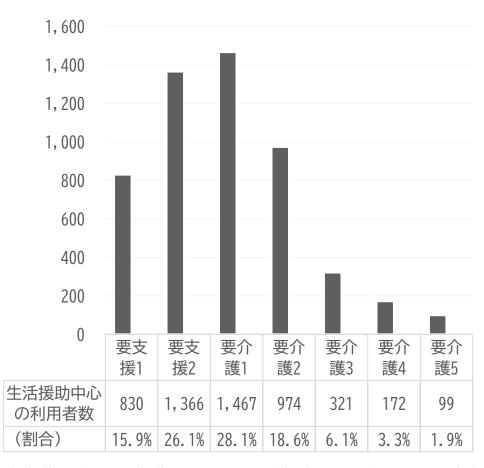
訪問介護サービスの提供状況(要介護度別、サービス区分別の利用者数)

訪問介護サービスの利用状況を見ると、「身体介護中心」の利用者方が多く、いずれも要介護1の利用者の割合が多い。

身体介護中心の利用者数 (n=8903)



生活援助中心の利用者数 (n=5229)



※要支援の者に対する訪問介護は、介護予防・日常生活支援総合事業の第一号事業のうち、従前相当サービスの利用者数

訪問介護サービスの提供状況(高齢者住宅等に対するサービス提供の状況)

高齢者住宅※1に対してサービス提供していない事業所は35.3%であった。また、高齢者住宅等※2に居住する利用者の割合は、1割未満及び8割以上に多くの回答があった。

高齢者住宅へのサービス提供 (n=371) 140 120 100 80 60 40 20 0 同じ経 営グ 同じ法 ループ 他法人 高齢者 内・関 人内の の高齢 住宅に 高齢者 者住宅 はサー 連法人 分から 住宅に に提供 の高齢 ビス提 ない 提供し 者住宅 してい 供して に提供 いない ている してい る 高齢者住宅への 123 95 15 131

※1有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、シルバーハウジングと定義した。

4.0%

25.6%

35.3%

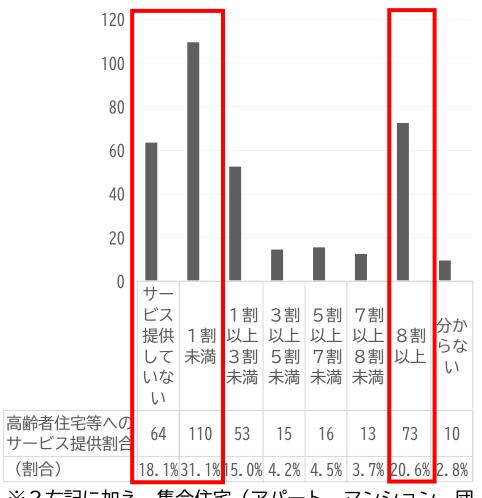
1.9%

33.2%

サービス提供

(割合)

高齢者住宅等へのサービス提供割合 (n=354)

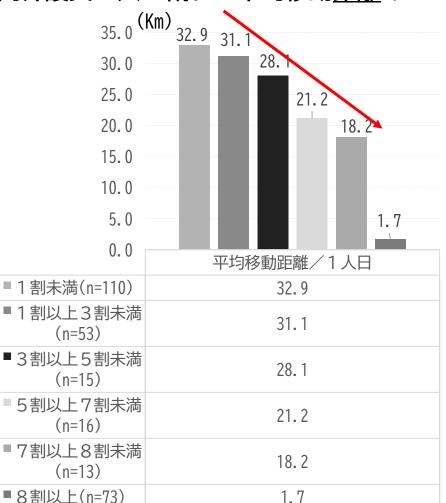


※2左記に加え、集合住宅(アパート、マンション、団地等)の利用者の割合と定義した。

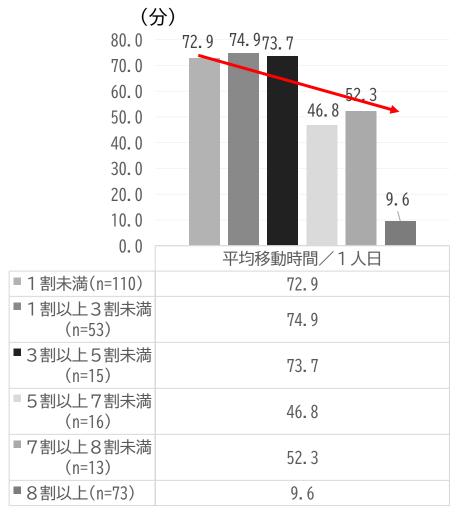
高齢者住宅等へのサービス提供がある事業所の区分毎平均移動距離・時間

区分間で平均すると、高齢者住宅等に居住する利用者へのサービス提供の割合が大きくなるほど、訪問介護員1人あたりの1日の移動距離と時間は短くなる傾向にある。

訪問介護員1人の概ねの平均移動<u>距離</u> (n=280)



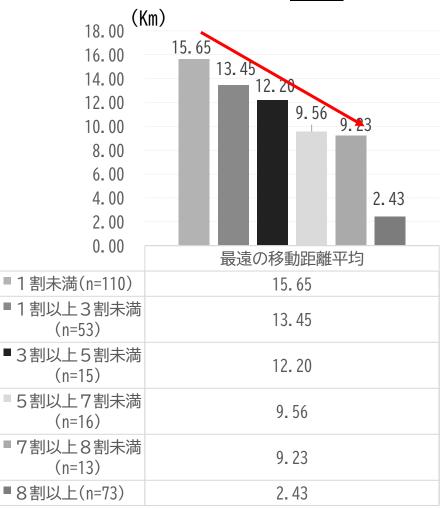
訪問介護員1人の概ねの平均移動<u>時間</u> (n=280)



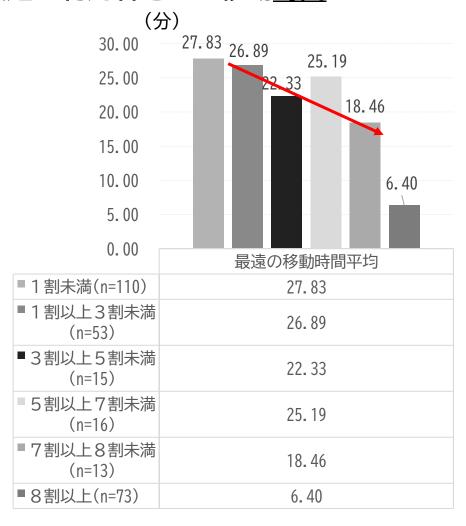
高齢者住宅等へのサービス提供がある事業所の区分毎最遠移動距離・時間

区分間で平均すると、高齢者住宅等に居住する利用者へのサービス提供の割合が大きくなるほど、最遠の移動距離と時間は短くなる傾向が認められる。

最遠の利用者宅への移動<u>距離</u> (n=280)

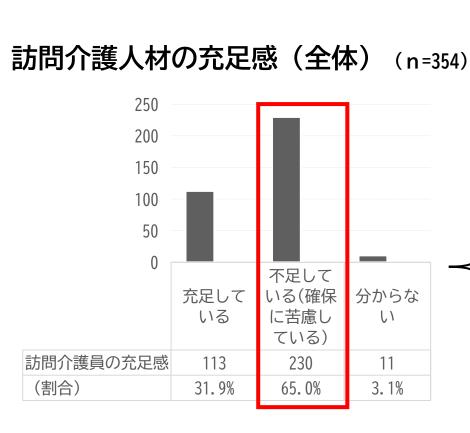


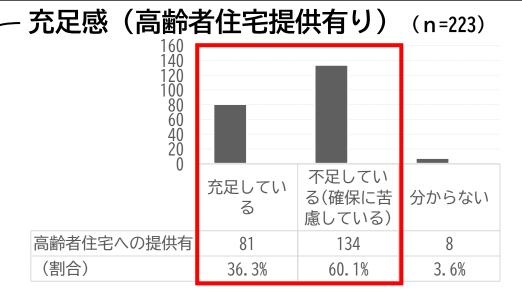
最遠の利用者宅への移動時間 (n=280)



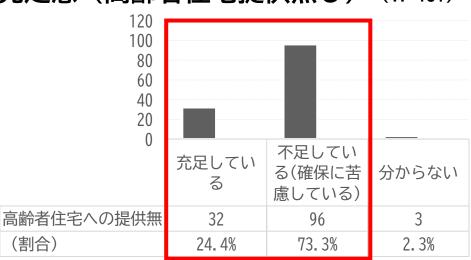
訪問介護事業所の人材充足感(高齢者住宅への提供有無での比較)

訪問介護人材の充足感はこれまでの調査で把握しているとおり不足感が大きい。 特に高齢者住宅へのサービス提供の無い事業所での不足感の割合が大きい。



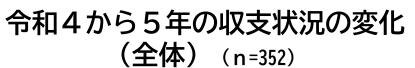


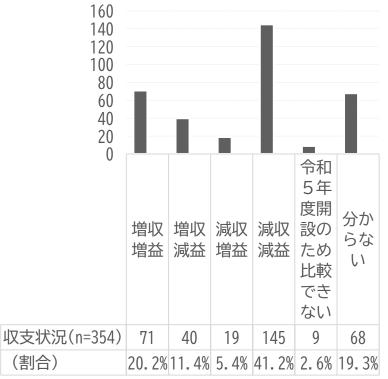
充足感(高齢者住宅提供無し) (n=131)

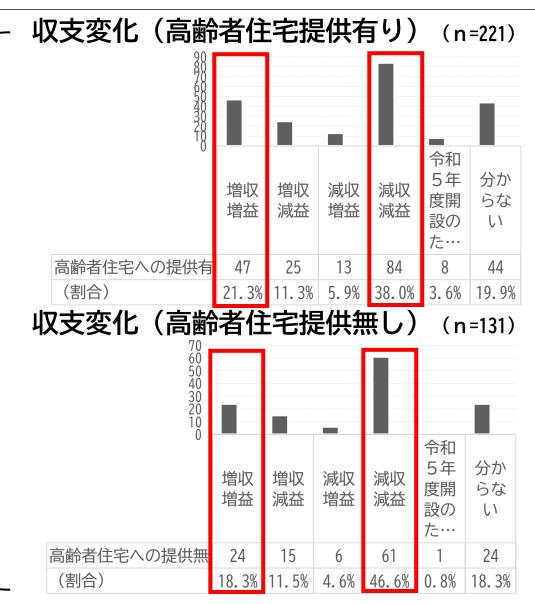


訪問介護事業所のR4→R5収支変化(高齢者住宅への提供有無での比較)

令和4年度から5年度にかけての収支状況は、高齢者住宅へのサービス提供が無い事業所は、提供有りの事業所と比べ減収減益の割合が高く、増収増益の割合が低い。







訪問介護事業所による訪問介護の「魅力」と「意義」

訪問介護の人材確保等のための魅力発信に向け、訪問介護の「魅力」と「意義」について、 299事業所から自由記載取りまとめ

訪問介護の魅力

1 在宅生活の継続

- 高齢者が住み慣れた自宅で生活を続けられるように支援することができる。
- 住み慣れた環境で安心して暮らせること。
- 自宅での生活を継続するための必須のサービスである。

2 個別対応

- 利用者と1対1で向き合い、その人のニーズに合わせたケアを提供できる。
- 利用者の個別の状態や希望に応じた柔軟なサービスが提供できる。

3 信頼関係の構築

- 利用者との強い信頼関係を築くことができる。
- ご利用者様やその家族からの感謝の言葉が直接感じられる。

4 高齢者のQOL向上

- 高齢者が自立した生活を送るための支援を行う。
- 利用者の残存能力を引き出し、自立を促進する。

5 地域社会への貢献

- 地域の高齢者が安心して在宅生活を送れるように支援し、地域 社会に貢献する。
- 過疎地域や山間部など社会資源の乏しい地域での在宅生活の支援。

訪問介護の意義

1 最後の砦

- 在宅生活を希望する方への「最後の砦」としての役割を果たす。
- 高齢者が「自宅で最後まで暮らしたい」という思いに応える サービスである。

2 生活の質の向上

- 生活の基盤を支え、利用者が自分らしく生活できるようにする。
- 高齢者が心身に不自由があっても自宅で生活できる選択を提供する。

3 家族の負担軽減

- ▼家族の介護負担を軽減し、介護者家族と共に支え合う介護を実現する。
- ▼家族だけでの介護が難しい場合に、訪問介護がその課題を解消する手助けとなる。

4 包括的なケアの提供

- 365日・24時間いつでも必要な時に利用できるサービスを提供する。
- 介護、医療、地域の機関と連携し、利用者の個別のニーズに基 づいた生活支援を行う。

5 介護の質の向上

- 専門的な支援により「家で暮らしたい」という利用者の願いを 叶える。
- 施設では見られない利用者の主体性や生活歴、趣味やこだわりを尊重したケアが提供できる。

2_訪問介護実態調査の結果について

【設問1】訪問介護事業所による訪問介護の「魅力」と「意義」

訪問介護の人材確保等のための魅力発信に向け、訪問介護の「魅力」と「意義」について、 299事業所から自由記載取りまとめ

訪問介護の魅力

1 在宅生活の継続

- 高齢者が住み慣れた自宅で生活を続けられるように支援することができる。
- 住み慣れた環境で安心して暮らせること。
- 自宅での生活を継続するための必須のサービスである。

2 個別対応

- 利用者と1対1で向き合い、その人のニーズに合わせたケアを提供できる。
- 利用者の個別の状態や希望に応じた柔軟なサービスが提供できる。

3 信頼関係の構築

- 利用者との強い信頼関係を築くことができる。
- ご利用者様やその家族からの感謝の言葉が直接感じられる。

4 高齢者のQOL向上

- 高齢者が自立した生活を送るための支援を行う。
- 利用者の残存能力を引き出し、自立を促進する。

5 地域社会への貢献

- 地域の高齢者が安心して在宅生活を送れるように支援し、地域 社会に貢献する。
- 過疎地域や山間部など社会資源の乏しい地域での在宅生活の支援。

訪問介護の意義

1 最後の砦

- 在宅生活を希望する方への「最後の砦」としての役割を果たす。
- 高齢者が「自宅で最後まで暮らしたい」という思いに応える サービスである。

2 生活の質の向上

- 生活の基盤を支え、利用者が自分らしく生活できるようにする。
- 高齢者が心身に不自由があっても自宅で生活できる選択を提供する。

3 家族の負担軽減

- ▼家族の介護負担を軽減し、介護者家族と共に支え合う介護を実現する。
- ▼家族だけでの介護が難しい場合に、訪問介護がその課題を解消する手助けとなる。

4 包括的なケアの提供

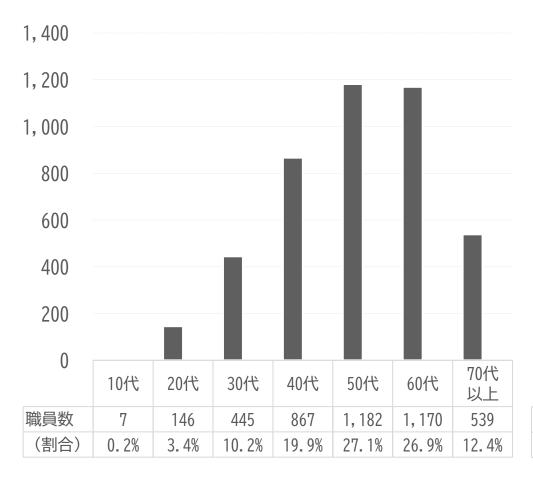
- 365日・24時間いつでも必要な時に利用できるサービスを提供する。
- 介護、医療、地域の機関と連携し、利用者の個別のニーズに基 づいた生活支援を行う。

5 介護の質の向上

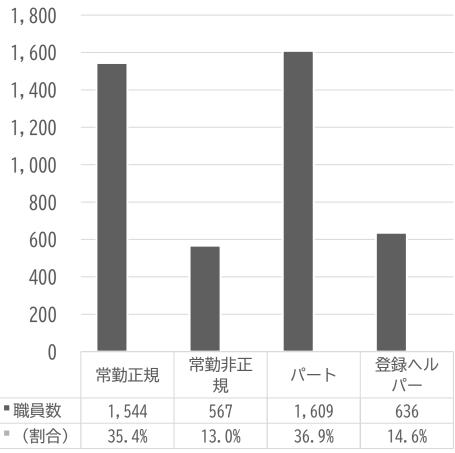
- 専門的な支援により「家で暮らしたい」という利用者の願いを 叶える。
- 施設では見られない利用者の主体性や生活歴、趣味やこだわり を尊重したケアが提供できる。

【設問2-1]訪問介護職員の状況(年代別と雇用形態別職員数の割合)

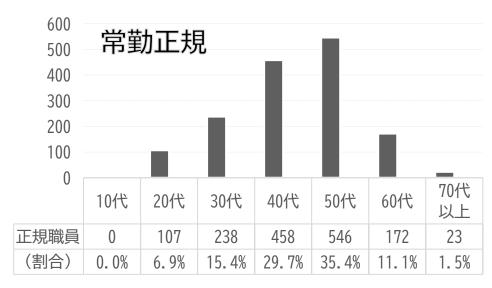
年代別職員数 (n=4356)

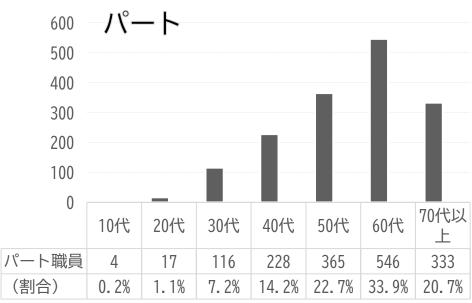


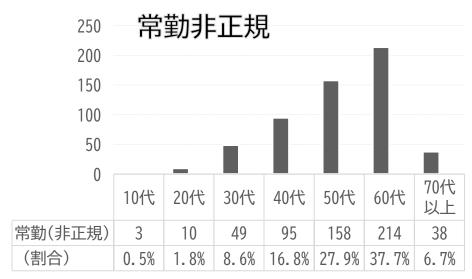
雇用形態別職員数(n=4356)

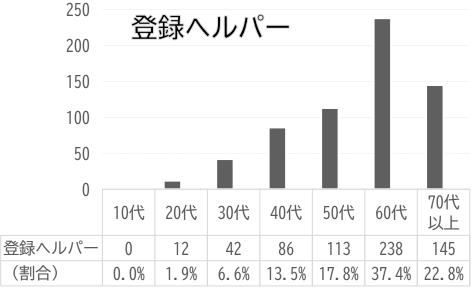


【設問2-2]訪問介護職員の状況(雇用形態別の職員の年代)

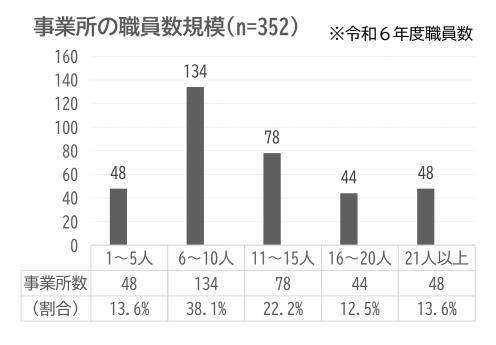


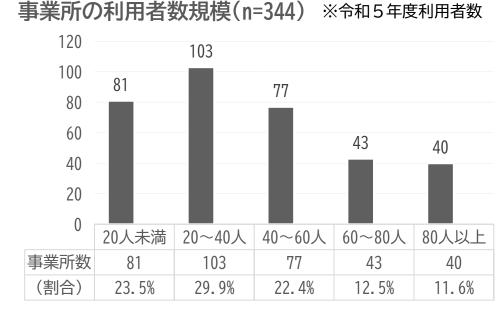


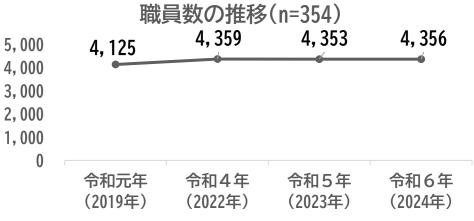


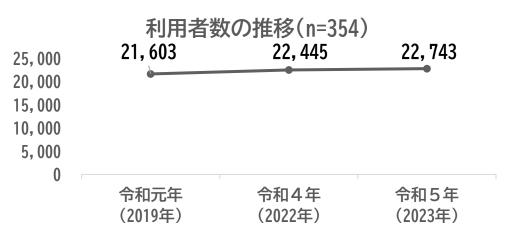


【設問3】訪問介護の職員数及び利用者数(規模)と推移



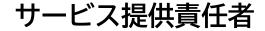


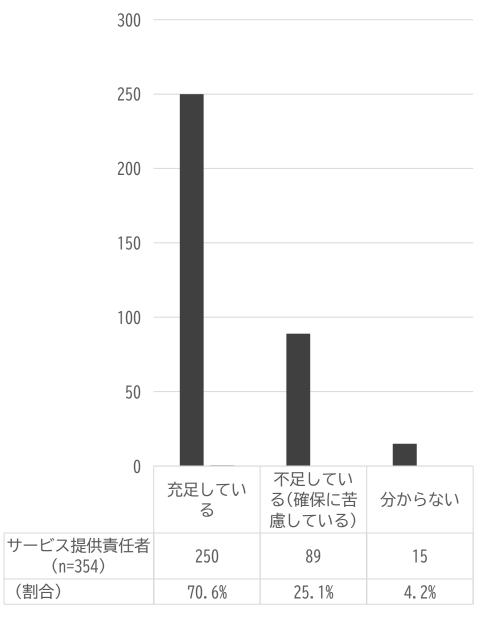




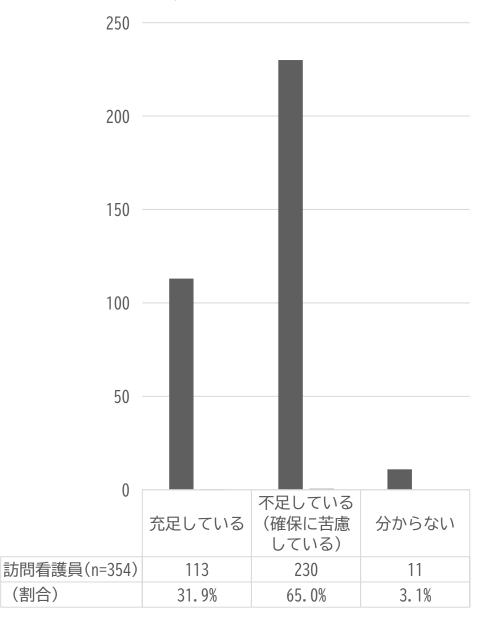
【設問4】サービス提供責任者・訪問介護員の充足状況について

(割合)



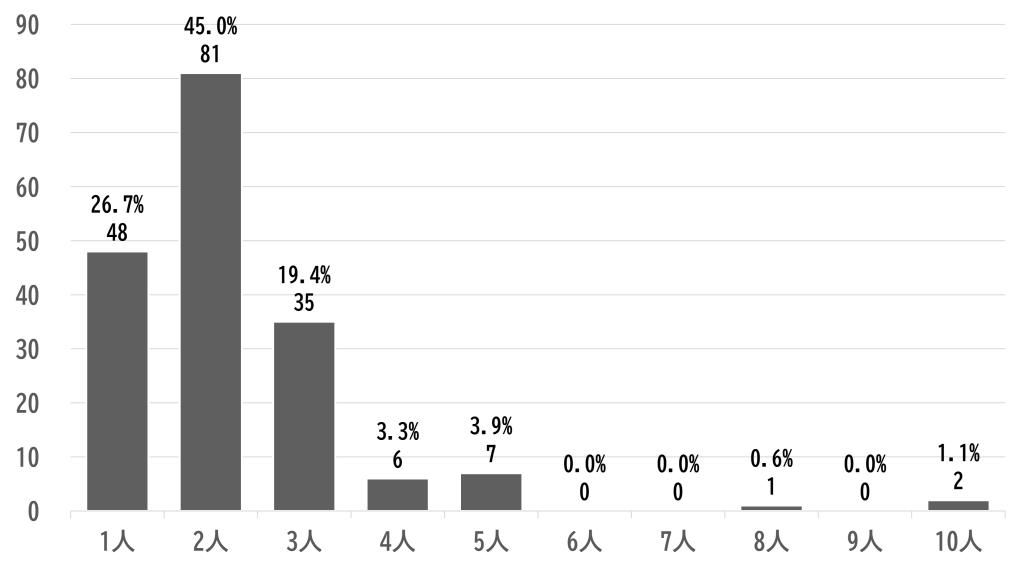


訪問介護員(ヘルパー)



【設問4-2】訪問介護員はあと何人必要か

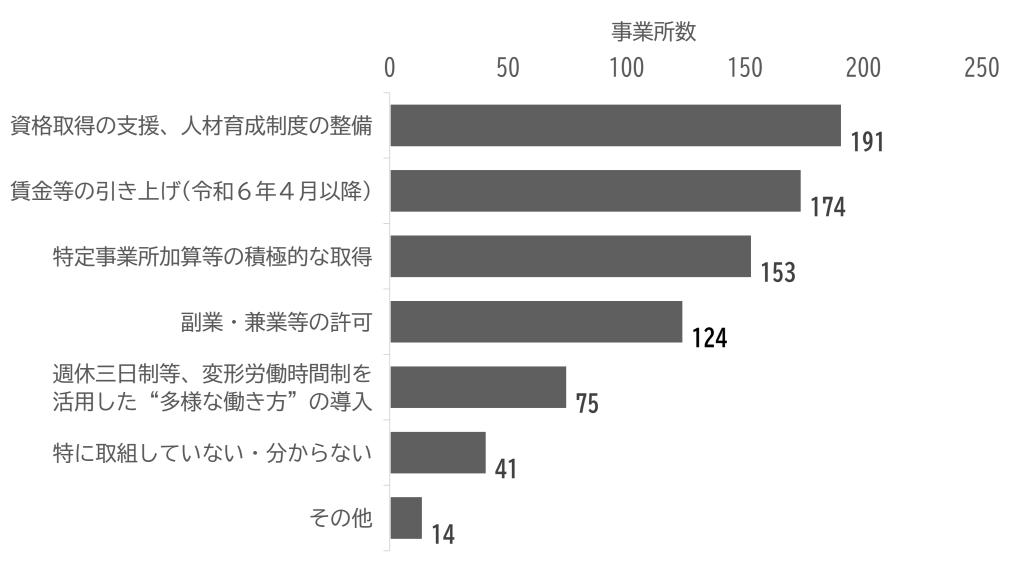




※設問4で訪問介護員が不足していると回答した230事業所のうち、無回答(50)を除いて集計

【設問5】訪問介護員の確保に向け「現在取り組んでいる」内容(複数回答)

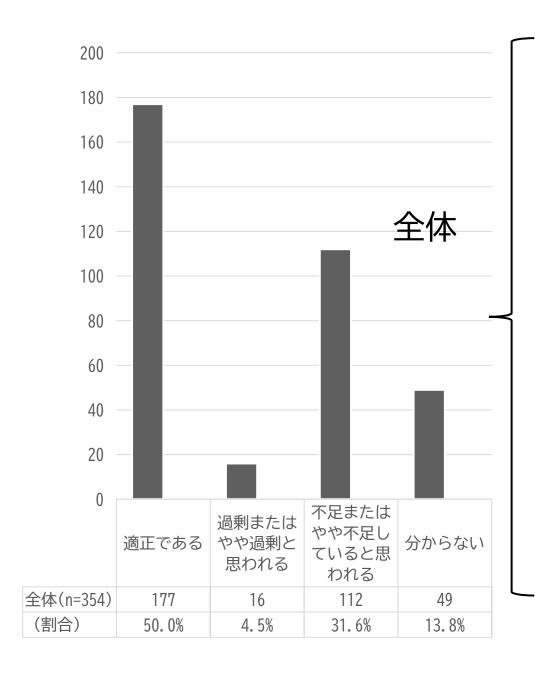
訪問介護員確保の取組(n=354)

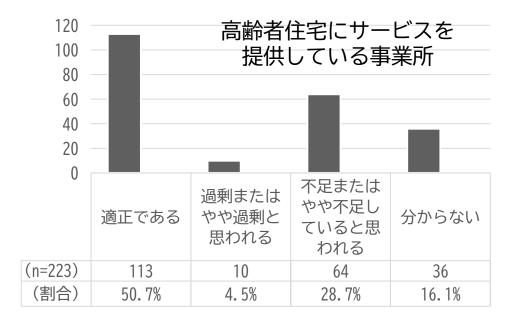


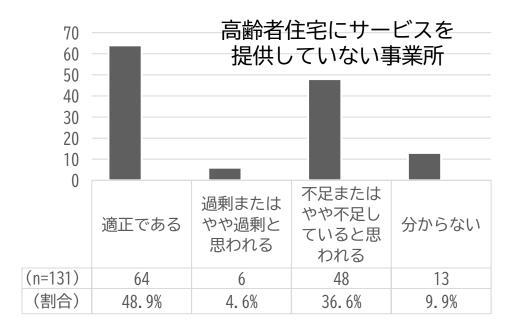
【設問5-1】設問5のその他の具体的内容

- ○有給休暇の取得のしやすさ。相談や話がしやすい人間関係。BCPによる管理
- ○ハローワーク・ネット求人など
- 〇ネット求人募集 リファラル採用制度導入
- ○知人への勧誘
- ○短時間でも働ける方をハローワークにアピールした。
- ○定年制の廃止 初任者研修実施
- ○同じ法人内の別の事業所からの(通所など)兼務
- ○ポスティング
- ○傾聴、休み希望を出来るだけ添えるようにしている。
- ○紹介会社からの照会
- ○村の有線放送
- ○子育て中のヘルパーの休暇の優遇
- ○希望休はほぼ全て受け入れている
- ○年に一度以上の長期休暇の取得

【設問6】事業所の「通常の実施地域内」における訪問介護の提供体制







【設問6-1】設問6の選択肢の回答理由のまとめ(回答数126)

高齢者住宅にサービスを提供している事業者の高齢者住

高齢者住宅にサービス提供していない事業者

「過剰またはやや過剰と思われる」と回答

- ○依頼の訪問を断らず実施している。
- ○人員不足によりサービス提供が困難。
- ○要介護度の高い利用者の減少。

「適正である」と回答

- ○人員と仕事量がマッチしている。
- ○有料老人ホーム入居者に対して適正なサービス。
- ○同一建物内訪問が多い。

「不足またはやや不足していると思われる」と回答

- ○職員の高齢化と人員不足。
- ○依頼を断る場合がある。
- ○提供体制加算が低い。
- ○他事業所の閉鎖により訪問が困難。

「過剰またはやや過剰と思われる」と回答

- ○利用者の状況により断り切れず、過剰になりがち。
- ○移動距離や時間がかかりすぎる。
- ○要支援のサービス割合が高い。

「適正である」と回答

- ○地域で訪問介護を受けられる状況。
- ○遠距離の利用者は相談に応じている。
- ○職員体制が現状に適している。

「不足またはやや不足していると思われる」と回答

- ○依頼を断ることがある。
- ○中山間地のため人員不足。
- ○近隣事業所の閉鎖により対応できない場合がある。
- ○特に同行援護の提供体制が不足している。

<違い>

- ○高齢者住宅にサービスを提供していない事業者は、移動距離や中山間地の問題を挙げている。
- ○高齢者住宅にサービスを提供している事業者は、同一建物内での訪問が多いことや、併設する有料老人ホーム入居者へのサービスに 焦点を当てている。

<共通点>

- ○両者とも人員不足や職員の高齢化により、新規依頼や緊急対応が困難である。
- ○依頼を断ることがあり、他事業所の閉鎖や撤退が影響している。

【設問7】訪問介護事業所の令和5年度の収支(有効回答189)

事業規模(支出)	事業所数	営利法人	非営利法人	高齢者住宅にサービ スを提供している	高齢者住宅にサービ スを提供していない	令和6年度 支出超過事業所数	支出超過割合
10千万円以上	2	0	2	1	1	0	0.0%
9千万円以上 10千万円未満	6	1	5	5	1	2	33.3%
8千万円以上 9千万円未満	3	1	2	1	2	0	0.0%
7千万円以上8千万円未満	9	4	5	8	1	2	22.2%
6 千万円以上 7 千万円未満	3	2	1	2	1	0	0.0%
5 千万円以上 6 千万円未満	10	5	5	9	1	2	20.0%
4 千万円以上 5 千万円未満	18	4	14	13	5	4	22.2%
3千万円以上 4千万円未満	21	6	15	14	7	5	23.8%
2千万円以上 3千万円未満	57	12	45	32	25	21	36.8%
1千万円以上 2千万円未満	31	7	24	18	13	13	41.9%
1千万円未満	29	7	22	17	12	15	51.7%
合計	189	49	140	120	69	64	33.9%

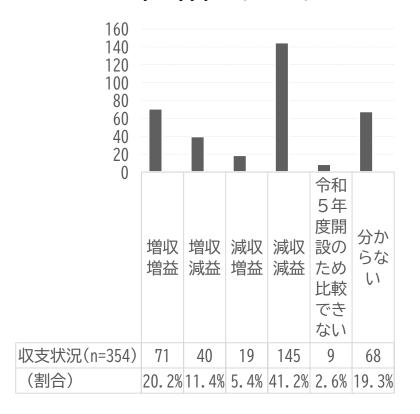
【設問7-1]訪問介護事業所の支出に占める人件費の割合(有効回答181)

支出に占める 人件費の割合	事業所数	営利法人	非営利法人	高齢者住宅にサービス を提供している	高齢者住宅にサービス を提供していない
90%以上	54	12	42	32	22
80%以上90%未 満	80	15	65	48	32
70%以上80%未 満	24	8	16	15	9
70%未満	23	12	11	18	5
合計	181	47	134	113	68

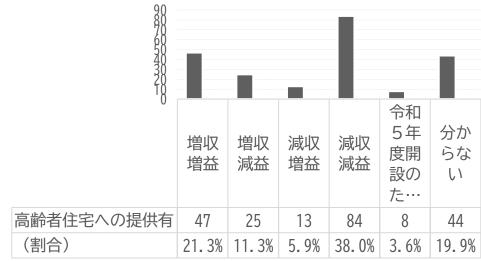
【 設問8 】令和4年度と比較した令和5年度の収支状況

(高齢者住宅へのサービス提供の有無で比較)

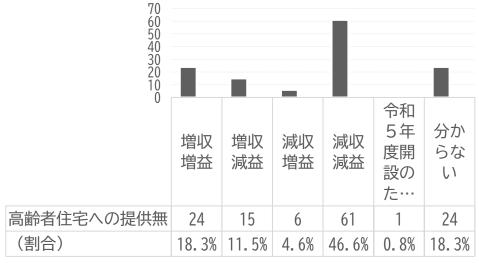
令和4から5年の収支状況の変化 (全体) (n=352)



収支変化(高齢者住宅提供有り) (n=221)



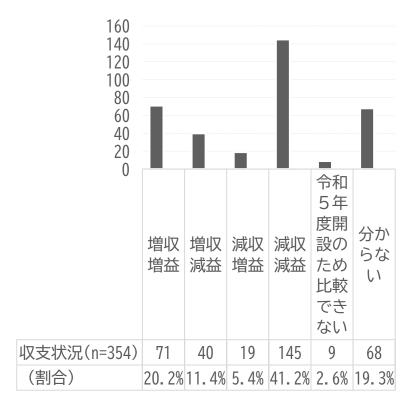
収支変化(高齢者住宅提供無し) (n=131)

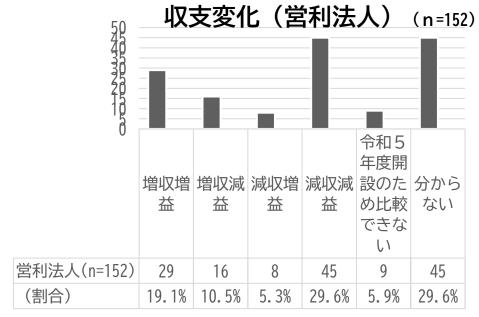


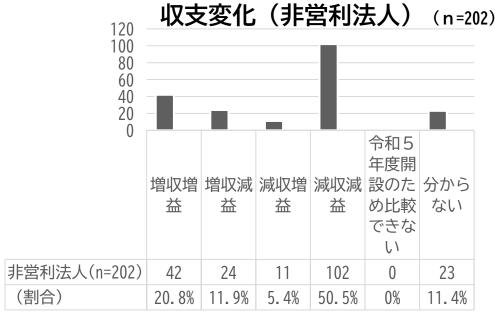
【設問8-1】令和4年度と比較した令和5年度の収支状況

(営利法人、非営利法人で比較)

令和4から5年の収支状況の変化 (全体) (n=352)



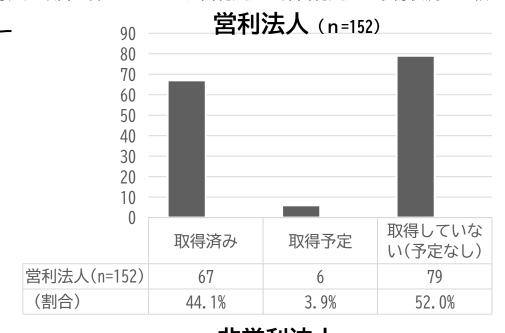


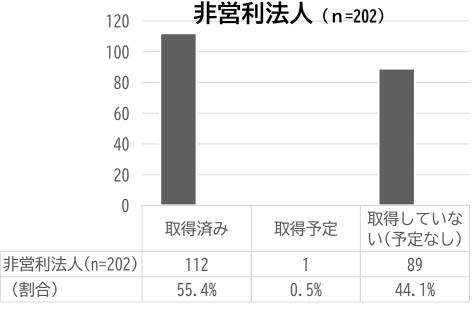


【設問9】下表加算の取得(予定)状況(令和6年6月1日時点)

介護職員等処遇改善加算 I について、営利法人・非営利法人で取得状況を比較

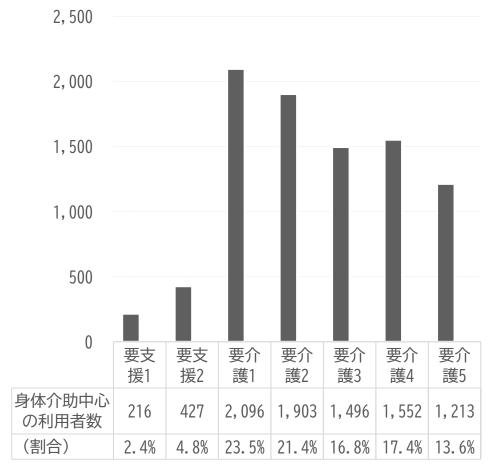
加算		取得済	取得予定	取得なし (予定無)
介護職員等 処遇改善加算	I	179	7	168
	П	102	6	246
	Ш	39	4	311
	IV	11	1	342
	V	11	1	342
特定事業所加算	I	58	7	289
	П	139	14	201
	Ш	4	3	347
	IV	4	1	349
	V	6	1	347
認知症 専門ケア加算	I	0	6	348
	П	0	3	351



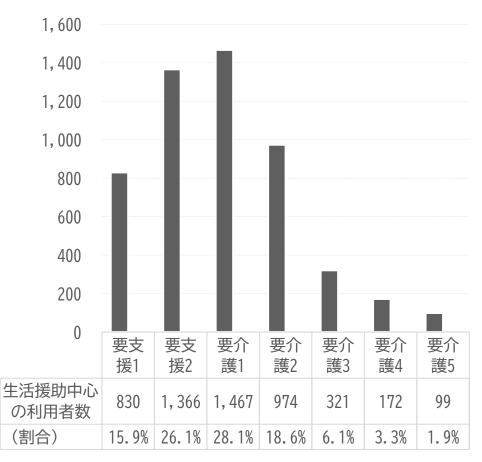


【設問10】訪問介護サービスの提供状況(要介護度別、サービス区分別の利用者数)

身体介護中心の利用者数 (n=8903)



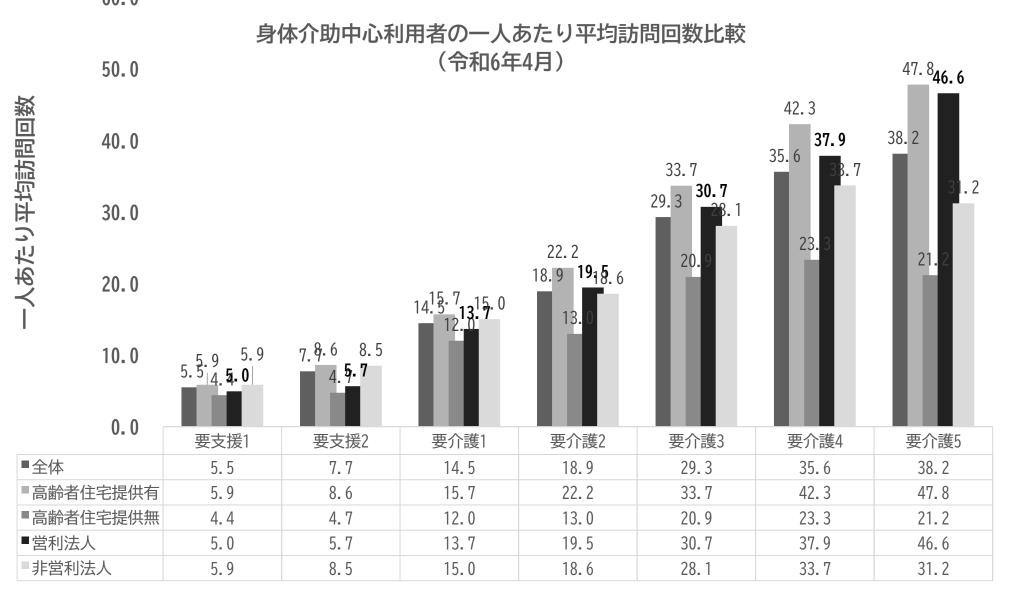
生活援助中心の利用者数 (n=5229)



※要支援の者に対する訪問介護は、介護予防・日常生活支援総合事業の第一号事業のうち、従前相当サービスの利用者数

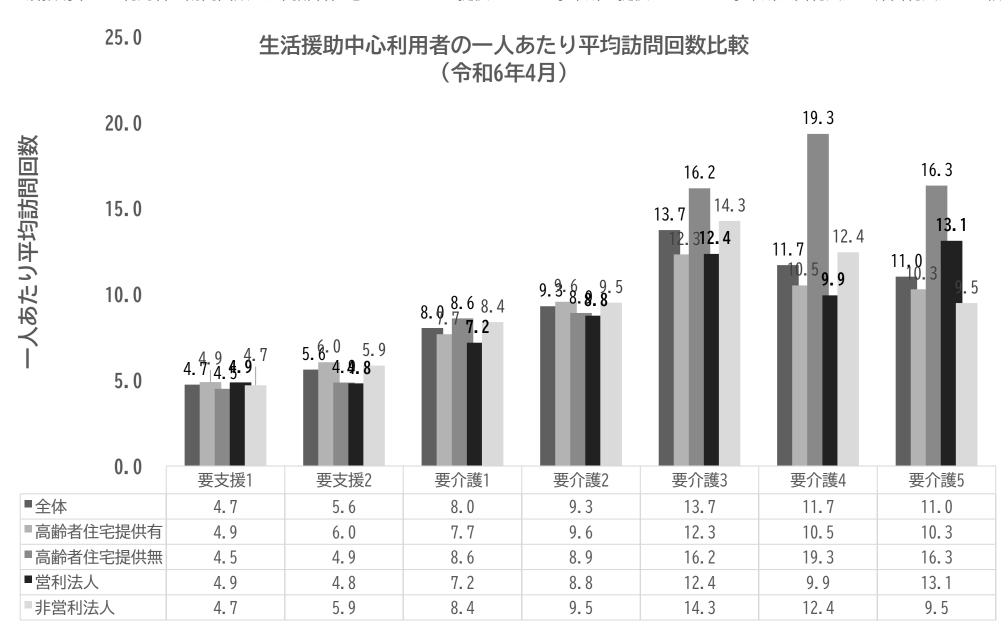
【設問10-1】訪問介護サービスの提供状況(高齢者住宅へのサービス提供、営利・非営利別)

身体介護中心の利用者の訪問回数を、高齢者住宅にサービスを提供している事業所と提供していない事業所、営利法人と非営利法人で比較 60.0



【設問10-2】訪問介護サービスの提供状況(高齢者住宅へのサービス提供、営利・非営利別)

生活援助中心の利用者の訪問回数を、高齢者住宅にサービスを提供している事業所と提供していない事業所、営利法人と非営利法人で比較

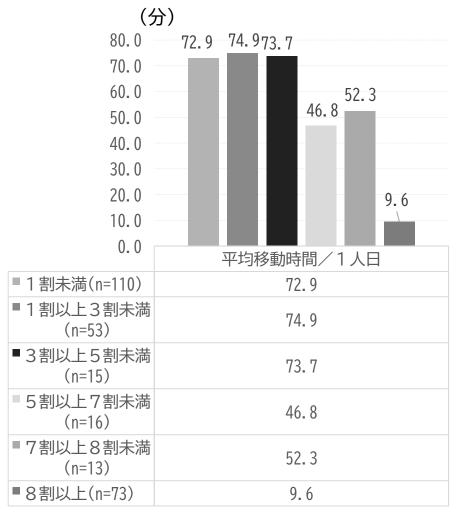


【 設問11 】高齢者住宅等へのサービス提供がある事業所の区分毎平均移動距離・時間

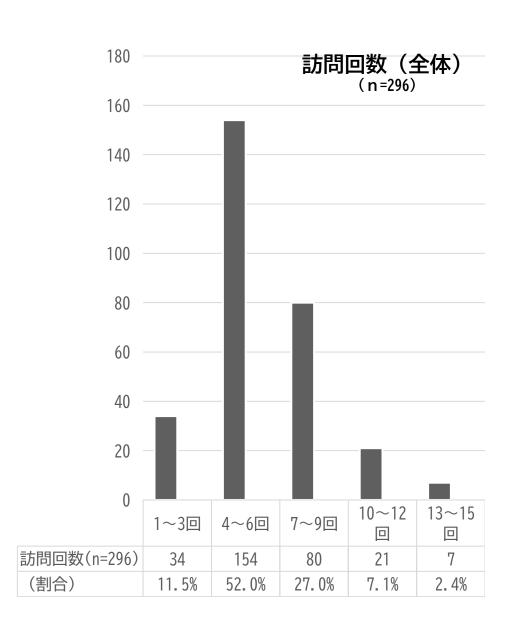
訪問介護員1人の概ねの平均移動<u>距離</u> (n=280)

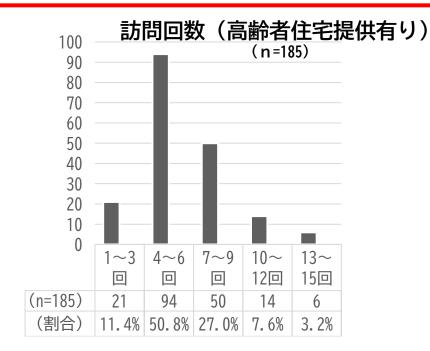
35.0 **(Km)** 32.9 31.1 28.1 30.0 25.0 21.2 20.0 18.2 15.0 10.0 5.0 0.0平均移動距離/ 1人日 ■1割未満(n=110) 32.9 ■1割以上3割未満 31.1 (n=53)■3割以上5割未満 28.1 (n=15)■5割以上7割未満 21.2 (n=16)■7割以上8割未満 18. 2 (n=13)■8割以上(n=73) 1.7

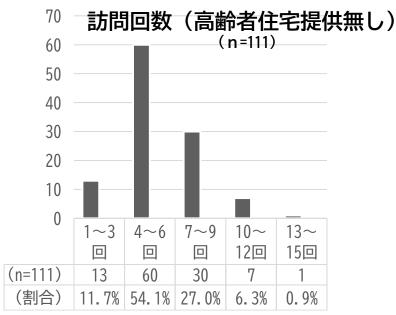
訪問介護員1人の概ねの平均移動<u>時間</u> (n=280)



【設問11-1】訪問介護員一人あたりの訪問回数/日

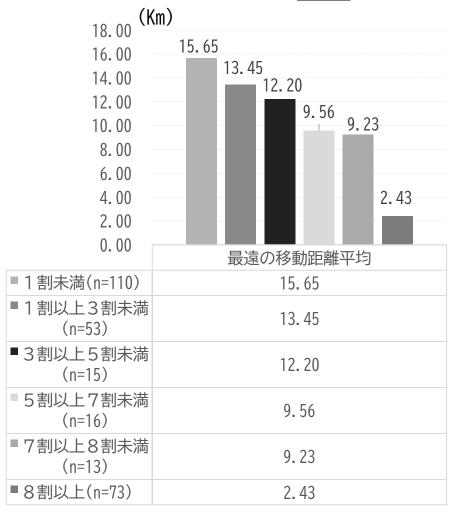




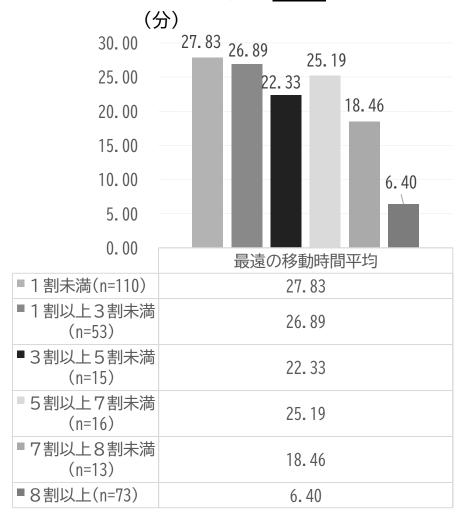


【 設問12 】高齢者住宅等へのサービス提供がある事業所の区分毎最遠移動距離・時間

最遠の利用者宅への移動<u>距離</u> (n=280)

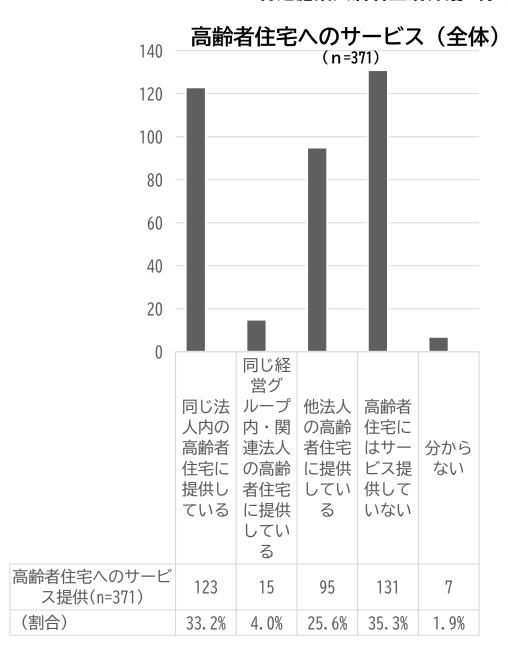


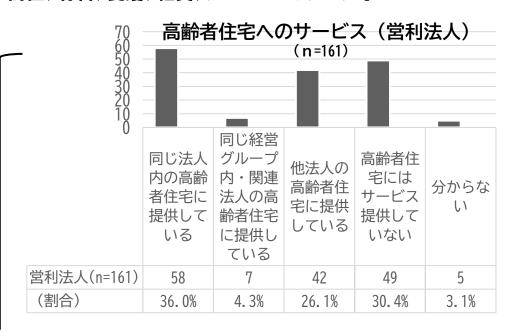
最遠の利用者宅への移動時間 (n=280)

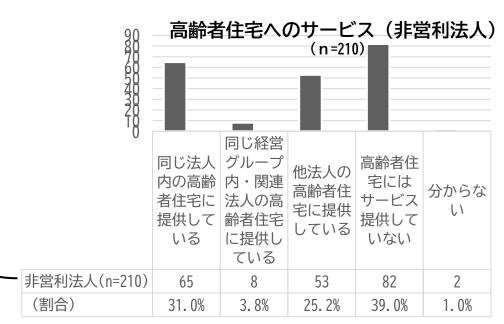


【設問13】高齢者住宅※へのサービス提供状況

※特定施設入居者生活介護を除く、サ高住、有料、養護、軽費、シルバーハウジング等

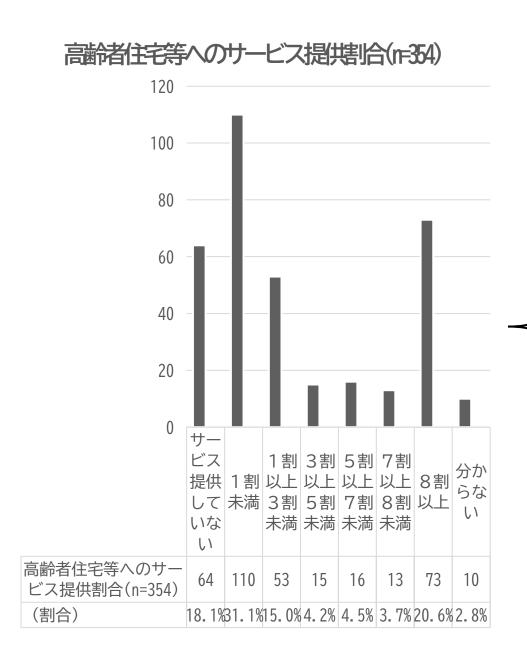


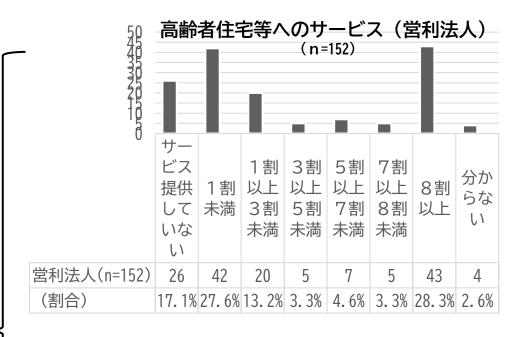


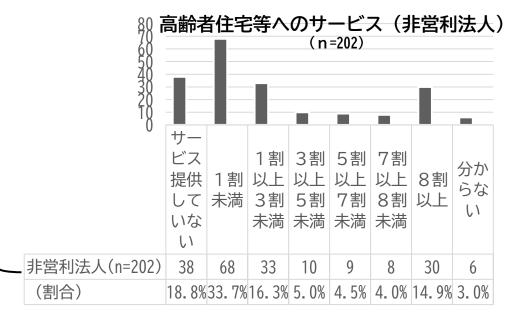


【設問14】高齢者住宅等※へのサービス提供割合

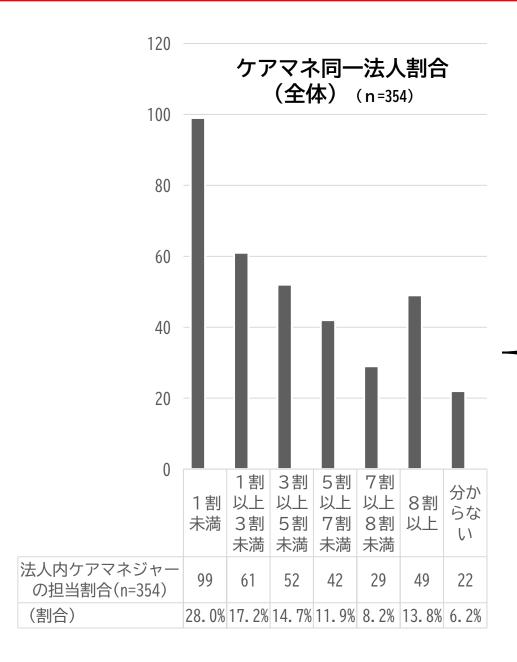
※「高齢者住宅」に集合住宅(マンション、アパート、団地など)を加えた

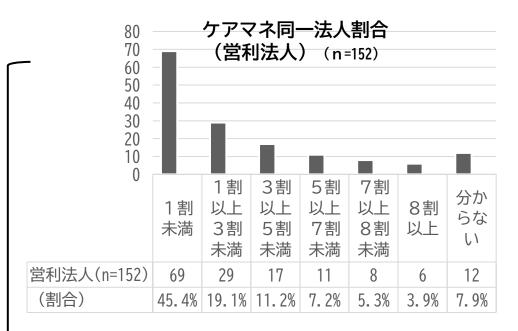


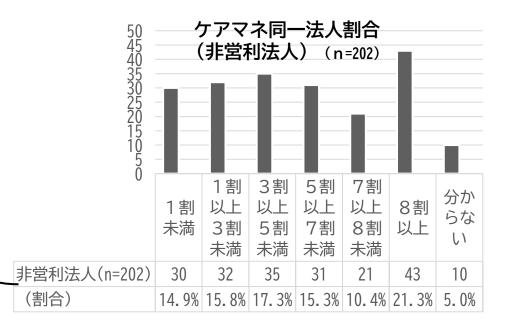




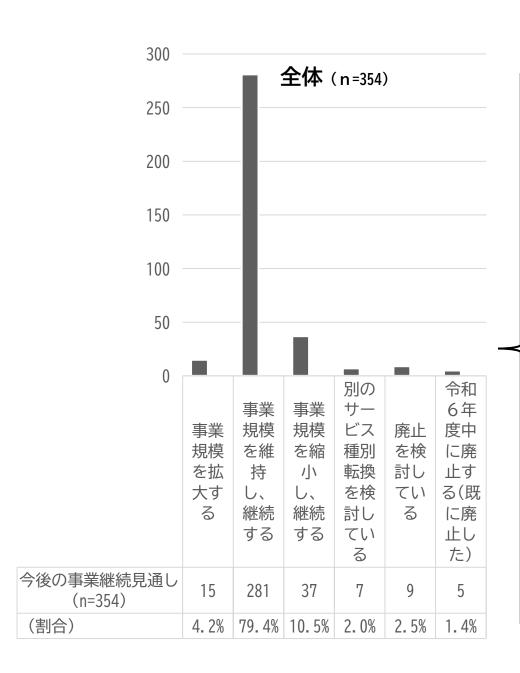
【設問15】訪問介護利用者のうち、同一法人内のケアマネジャーの担当割合

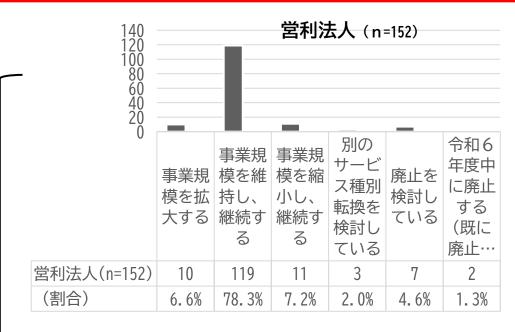


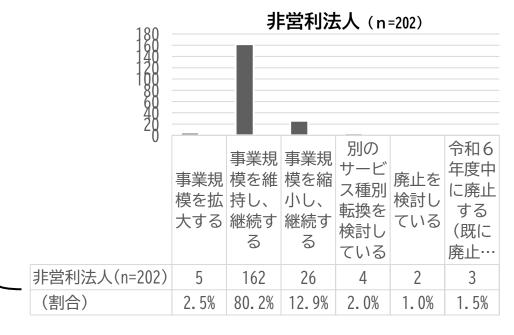




【設問16】今後の事業の継続見通し







【設問16-1]今後の事業の継続見通し(自由記載の要約)

1. 事業規模を拡大する

○社会資源としての必要性

高齢者の増加が予想される中、事業規模を拡大することが社会資源として必要とされている。

○利用者数の増加

現在の利用者数では事業の継続が難しいため、規模を拡大することで安定的な経営を目指す。

2. 事業規模を維持し、継続する

○現状維持が精一杯

現状のまま維持するのが精一杯で、これ以上の 余裕がない。

○収入の維持

希望的観測ですが、現状の事業規模を維持する ことで、収入を維持したい。

○将来は不安

将来的に事業を維持するための不安が大きく、 今後の展望に自信が持てない。

3. 事業規模を縮小し、継続する

〇ヘルパー不足

ヘルパーの確保が困難であり、事業の維持が難 しい。規模を縮小しながら継続を検討する。

○経営の困難さ

職員体制の縮小により、事業規模を縮小せざる を得ない。

4. 別のサービス種別転換を検討している

○利用者減少

年々利用者が減少しているため、事業を別の サービス種別に転換する。

○赤字経営

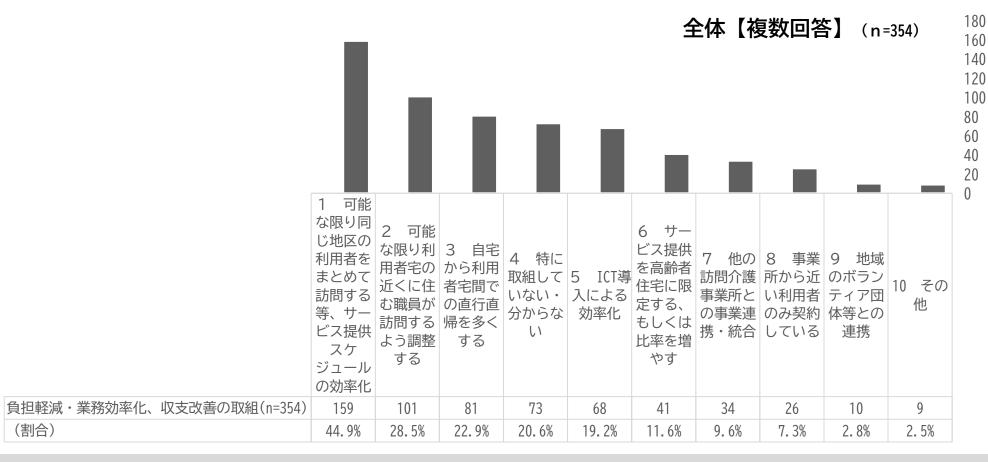
基本報酬の引き下げや経費の増加による赤字経 営。

5. 廃止を検討している

○人材不足と経営難

人材不足や単価引き下げ、管理者後継者の不在、 経営状況の悪化により、事業の廃止を検討。

【設問17】訪問介護員の負担軽減・業務効率化、収支改善の取り組み内容

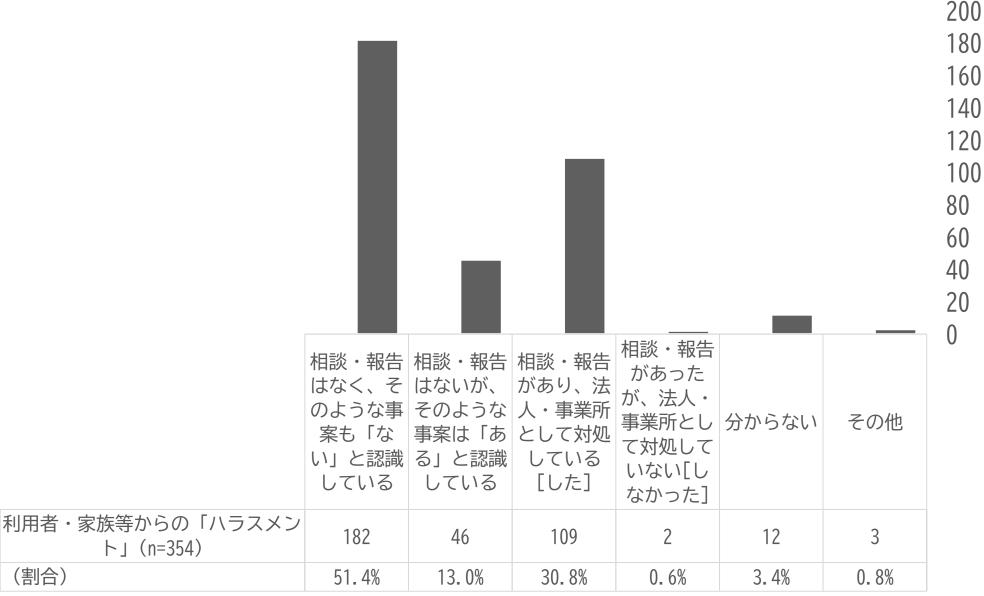


【その他の具体的内容】

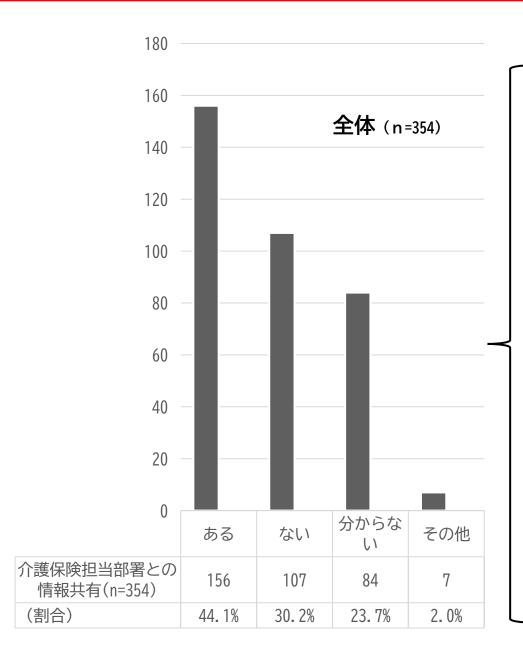
- 〇記録の見直し、サービス提供時間の適正化(訪問時間及び移動時間)
- ○利用者の範囲を広げるために介護員が気管カニューレの吸引ができるように資格取得を目指している
- ○取り組みを意識しているが、利用者希望や人材不足で十分な取り 組みとなっていない。

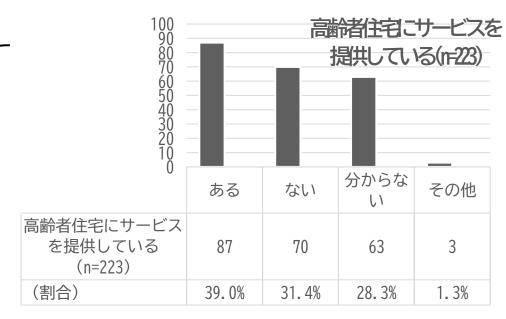
- ○有効な手立てなし
- ○有給休暇取得の奨励
- ○定期巡回サービスの拡充
- ○養護老人ホームと特定施設と兼務のため
- ○町外でも近隣の居宅へ顔を覚えてもらうようなるべく会議の出席 やコミュニケーションを取っていく

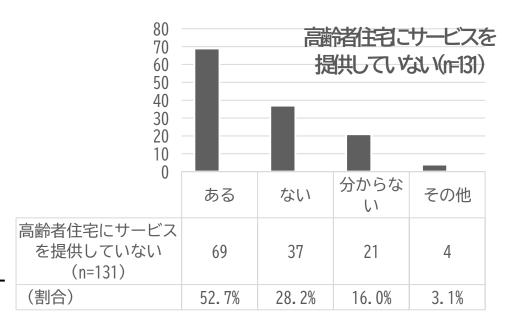
【 設問 18 】利用者・家族等からの「ハラスメント」についての相談・報告



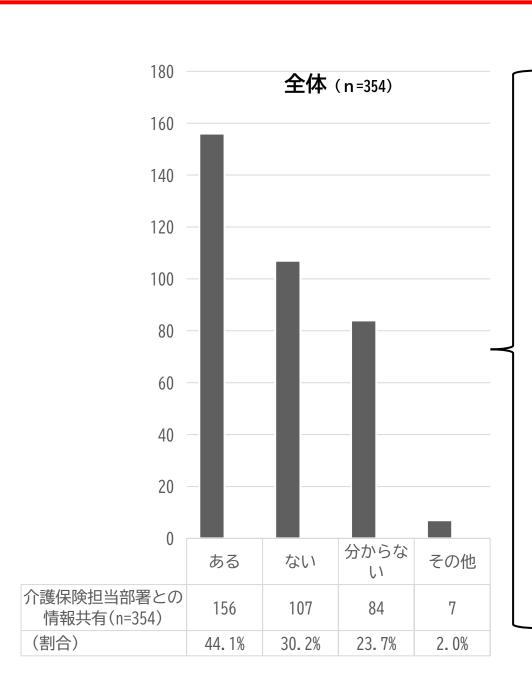
【設問19】市町村の介護保険担当部署との現状・課題の情報共有の場

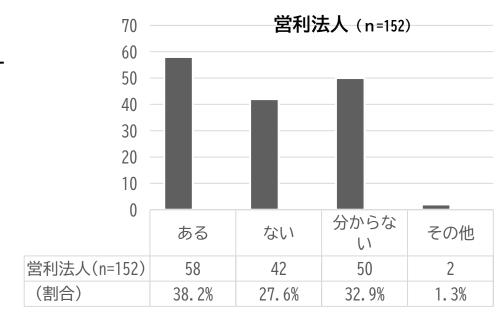


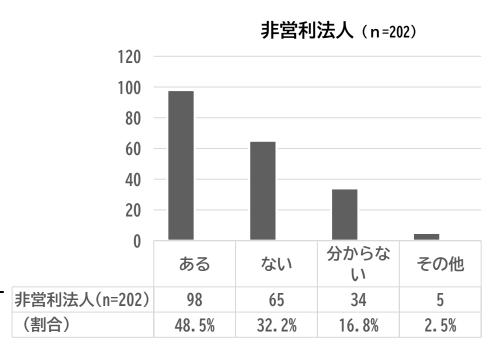




【設問19-1】設問19を営利法人、非営利法人で比較







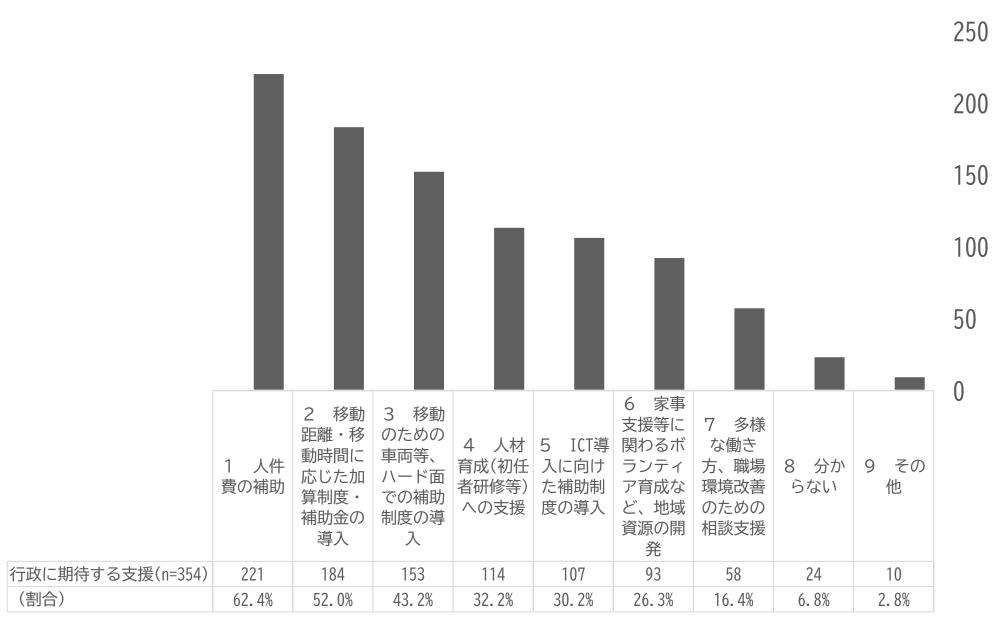
【設問19-2】設問19のその他の具体的内容

- ○CMを通じて地域包括と情報共有あり
- ○定期的な場はないが、必要時に事業所から自治 体担当者へ連絡を取り、対応をお願いしている。
- ○他事業の運営推進会議で話題に上げている。
- ○実地指導の際には事業所の仕組みやうまくいか ない状況等具体的に助言いただいたことはあっ た。

- ○事業所単独で何とかすることには限界がある。 また、個で抱え込むことも出てきてしまい業務 状況についての情報共有ができなくなり事務作 業が滞ってしまう。
- ○数年に一度意見交換の場に行政によって呼ばれることがある場はあるが、実情の共有と理解が不十分
- ○村担当部署と社協で1か月に1回情報共有会議を 行っているが、ヘルパーは参加していない。会 議に参加するケアマネジャーを通じて情報を伝 えあうことはできる。

【 設問20 】訪問介護サービスを維持していく上で、行政に期待する支援





【設問20-1】設問20のその他の具体的内容

- ○基本報酬引下げの早期見直しと、報酬の引上げ を県として国に提言する事を期待します。
- ○訪問介護は職員の高齢化や赤字経営等で資源が なくなる可能性が高いのではないでしょうか? その地域で在宅生活を望んでいる要介護者が 「住み慣れた地域で、自分らしく最期まで」い ていただきたい。住みなれた地域で暮らし続い るためには、生涯のライフステージを通して必要なサービスを整備する必要がある。要介護は を地域で支えるサービスを創出する優先順序は 何か?その一つに、身体介護や生活支援を含め、 365日・24時間いつでも必要な時に利用できる訪問介護が必要である。資源がなければ選択肢は ありません。訪問介護の社会的地位の向上や整備計画を徹底していただきたいです。
- ○人員確保の支援

- ○介護保険と障害者支援ので訪問介護を提供しています。高齢者支援課と福祉課の考えが違うため、障害者支援から介護保険に移行するときにうまく移行できません。障害者支援では自己負担もなく手厚すぎのため、できることもやらなくなってしまいます。
- ○人材確保、雇用の継続に繋がる給与設定ができる報酬単価にしてほしい。必要な報酬単価・加算を(土日祝日年末年始加算等)研修等の機会の確保と無償化、人材確保と育成、魅力ある業務環境にし発信を
- ○長野県はガソリン代が日本一高いにもかかわらず、何の対策もしていないのは不親切極まりない。
- ○サービス確保のための支援(地域間格差の解消 等)
- ○冬季間の除雪等について補助等が欲しい

【設問20-2】設問20の「長野県・市町村行政等への意見」を要約

(回答数85)

1 財源や社会保障問題への不満

国の財源不足に起因する社会保障費の削減に対して、不満の声がある。「国は社会保障費削減に必死だが、現場の問題を十分に理解していない」等、現場での介護職員の労働環境が悪化している意見がある。

2 助成・補助金の充実に関する要望

ガソリン代や社用車に対する助成や、資格取得者へのスキルアップ研修の補助に関する要望がある。特に、ガソリン価格の高騰が地方の訪問介護事業に大きな負担をかけており、その支援を求める声が多く上がっている。資格取得者が定期的にスキルアップできる研修制度の拡充を望む意見もある。

3 訪問介護の収支に関する深刻な問題

訪問介護事業の経営が危機的な状況にあるという切実な声がある。特に、人件費や物価の上昇に対して、介護報酬が低く、事業の継続が難しくなっている。

4 中山間地域における訪問介護の課題

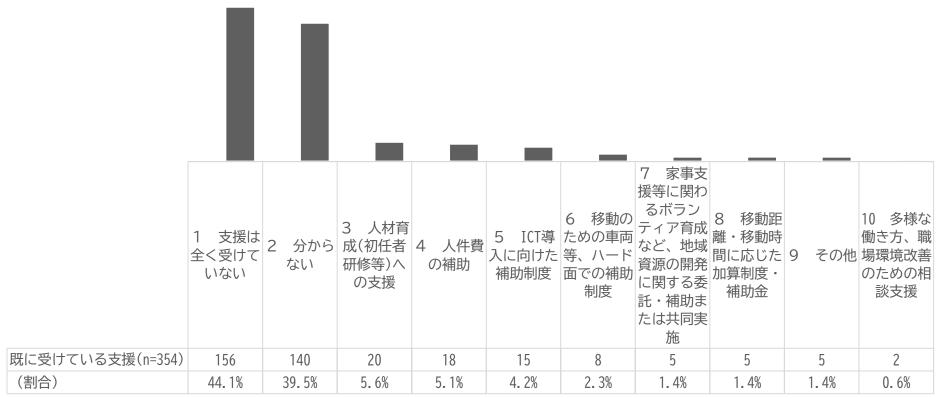
山間地域や中山間地域での訪問介護には、交通 面での大きな課題がある。移動距離が長く、道 路状況が悪い中での移動が職員に大きな負担を かけている。「中山間地加算が適用されない山 間地では、訪問介護の実施が非常に困難」とい う意見がある。

5 実態調査の活用に関する疑問

複数の事業所から、実態調査がどのように政策 や現場の改善に活かされているのか、またその 効果が不明確であるとの指摘がある。

【設問21】行政から既に受けている支援、【21-2】その他の内容

全体【複数回答】 (n=354)



○燃料・ガソリン高騰による補助金

○コロナ対策と物価高騰で補助金を受けた。

- ○遠隔地の訪問に対する人件費に対する補助
- ○価格高騰対策支援金
- ○実地指導の際には、出来ていない部分の指摘は もちろんだが、具体的な助言などをいただくこ とがあった。



【設問22】「今後の訪問介護サービスのあり方についての提案・意見」を要約

(回答数106)

1 法改正と現場への影響

法改正によるマイナス改定が続く中、訪問介護事業がどの方向に進んでいるのか、現場からは不安の声が上がっている。「法改正を議論している政治家が現場を知らない」という批判があり、現場の意見を反映するために、実際の介護職員や事業者が法改正の議論に参加できる仕組みが求められる。

2 介護報酬とサービスの持続可能性

「地域包括ケア」を掲げながら、介護報酬の 引き下げが矛盾しているという意見がある。報 酬の減額が在宅サービスに負の影響を及ぼし、 病院から在宅に戻ってくる高齢者を支えるため の十分な資源が確保されていないとの指摘がさ れている。

3 人件費と時間の負担

訪問介護では、往復の移動時間と人件費が大きな負担となっている。現状の報酬体系では、 在宅のみのサービスで利益を出すのが難しいと する意見が出ており、訪問時間だけでなく、移 動時間に対しても適切な補償が必要になる。

4 訪問介護サービスの重要性

訪問介護が日本社会にとって不可欠なサービスであるにもかかわらず、国としてその認識が希薄であるという指摘がある。今後、訪問介護サービスの重要性を国がしっかりと認識し、その基盤を強化するための具体的な方針が求めらる。

5 介護職員の労働条件

一部の事業所では、常勤職員の週休3日制が導入されていますが、それが非常に厳しい現状にあります。柔軟な勤務体制の導入は歓迎される一方で、職員の負担が増加しているため、適切な人員配置と労働条件の改善が求めらる。。

6 人手不足と高齢化

ほとんどの訪問事業所で、人員不足と職員の 高齢化が進んでいる。このままでは、在宅ケア を持続的に提供することが難しくなる可能性が 高いため、介護人材の確保に向けた抜本的な対 策が急がれる。

3_(参考資料)中山間地域等における サービス提供について

基準該当サービスについて

基準該当サービスとは			
概要	 介護保険サービスは、指定権者(都道府県等)が定める事業運営の指定基準を満たし、指定を受けた事業所が提供できます。一方、離島や中山間地域などの事業者確保が困難な地域では、介護人材不足や特殊な地理的要因により、全ての指定基準を満たすことが困難な場合があります。 多様な事業主体の参入を促す観点から、指定基準の一部は満たしていなくとも、国の基準を踏まえ、都道府県が条例で定める基準に該当している事業者については、各市町村・広域連合の判断で保険給付の対象とすることができることとなっており、この仕組みを「基準該当サービス」と呼びます(介護保険法第42条、第54条)。 		
対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援 (介護予防サービスを含む)		
給付額	指定サービスの介護報酬の額を基準として、保険者が定めることとされています。		

基準該当サービスの利用までの流れ

- ① 都道府県が条例で、基準該当サービスに関する基準を定める。
- ② 市町村等(保険者)は都道府県の条例に基づき、指定要件(法人格、人員基準、設備・運営基準)の緩和内容を、サービスごとに決定する。
 - →実務上は市町村等の実情に応じて、申請事業所と相談し、サービスが利用できるよう柔軟に対応しているという手法がみられる。
- ③ 規則等に従い、希望する事業所からの申請・登録等を経て、基準該当サービスの提供を認める。

【通常の指定サービスと、基準該当サービスに関する基準の違い】(例:訪問介護)

区分	指定サービス	基準該当サービス
管理者	1人(常勤)	1人(常勤・非常勤は問わない)
サービス提供責任者	常勤の訪問介護員等のうち、専ら指定訪問介護の職務 に従事する者(常勤・専従)を1人以上	訪問介護員等のうち1人以上(常勤要件なし)
訪問介護員等	常勤換算方法で2.5人以上	3人以上で常勤・非常勤を問わない
その他	 「同居家族に対するサービス提供」は出来ない。 	一定の要件を満たした場合に限り、「同居家族に対す るサービス提供」の制限の緩和

(参考)中山間地域等における介護サービス関係施策

- サービス確保が困難な離島等の特例などにより、離島等における介護サービスの確保・充実に必要な措置 を実施。
- 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額については、他地域との均衡を図る観点から、低所 得者の利用者負担額の1割分を減額する事業がある。

○サービス確保が困難な離島等の特例

・ 指定サービスや基準該当サービスの確保が著しく困難な離島等の地域で、市町村が必要と認める場合には、これ らのサービス以外の居宅サービス・介護予防サービスに相当するサービスを保険給付の対象とすることができる。

○中山間地域等に対する報酬における評価

・ 訪問系・多機能系・通所系サービスについて、中山間地域等に事業所が所在する場合や居住している利用者に対してサービス提供をした場合、介護報酬における加算で評価

○離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置

- ・ 離島等地域においては、訪問系の介護サービスを利用した場合、上記のとおり特別地域加算が行われ、利用者負担額も増額されることになる。このため、離島等地域の利用者負担額について、他地域との均衡を図る観点から、 低所得者の利用者負担額の1割分を減額(通常10%の利用者負担を9%に)する。
 - (注)中山間地域等における小規模事業所加算(サービス費用の10%相当の加算)も同様の措置を実施。

○離島等サービス確保対策事業

- ・ 離島等地域の実情を踏まえたサービス確保等のため、離島におけるホームヘルパー養成など、人材の確保対策に 重点をおき、具体的な方策・事業の検討や試行的事業を実施し、もって、介護サービスの確保等を図る。
 - (注) 厚生労働大臣が認めた場合には、自治体の実情に応じた介護サービス確保等のための事業が実施可能。